

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 定期の予防接種を行うA類疾病としてロタウイルス感染症を定めるとともに、その対象者を生後六週に至った日の翌日から生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者とする。 (本則関係)

二 この政令は、令和二年十月一日から施行すること。 (附則第一項関係)

三 ロタウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は、令和二年八月一日以後に生まれた者とする。 (

附則第二項関係)